

【論点2】金融商品の測定

【論点2-1】測定区分の見直し

1. 現行の取扱い

(1) 負債性金融資産<sup>1</sup>

日本基準				IAS39			
		B/S	FV 差額			B/S	FV 差額
有価証券 (債券)	売買目的	FV	損益	市場価格 がある	売買目的 <sup>2</sup>	FV	損益
	その他 <sup>3</sup>	FV	OCI		売却可能	FV	OCI
	満期保有目的	償却 原価	-		満期保有 目的	償却 原価	-
債権	(原則)	償却 原価	-	市場価格 がない	貸付金及 び債権	償却 原価	-
	(売買目的)	FV	損益				

(2) 資本性金融資産

日本基準				IAS39/IAS27・28			
		B/S	FV 差額			B/S	FV 差額
有価証券 (株式)	売買目的	FV	損益	負債性金 融資産で はない金 融資産	売買目的	FV	損益
	その他 <sup>4</sup>	FV	OCI		売却可能	FV	OCI
	子会社・ 関連会社	原価	-		子会社・ 関連会社	原価	-

2. 今後の取扱い（案）

選択肢1：現行の区分を維持→（現在の）IAS39 へのコンバージェンスを図る

選択肢2：「その他有価証券」の区分を制限又は削除

(1) 負債性金融資産一時価評価（B/SをFV、FV差額は損益）又は償却原価

(2) 資本性金融資産（子会社・関連会社、時価を把握することが極めて困難と認められる株式を除く）一時価評価（B/SをFV、FV差額は損益）又は持分法（及びその類似の評価方法<sup>5</sup>）

選択肢3：選択肢1と選択肢2との折衷

<sup>1</sup> Non-derivative financial assets with fixed or determinable payments

<sup>2</sup> ここでは、【論点2-2】のFVオプションは略している。

<sup>3</sup> 時価を把握することが極めて困難と認められる債券の貸借対照表価額は、債権の貸借対照表価額に準ずる（金融商品会計基準第19項(1)）。

<sup>4</sup> 時価を把握することが極めて困難と認められる株式の貸借対照表価額は、取得原価をもって貸借対照表価額とする（金融商品会計基準第19項(2)）。

<sup>5</sup> これには、持分法と比べ、のれんの償却や未実現利益の消去などを省略する方法が想定される（討議資料「財務会計の概念フレームワーク」第4章28項及び29項参照）。

- (1) 負債性金融資産一時価評価（B/SをFV、FV差額は損益）又は償却原価
- (2) 資本性金融資産（子会社・関連会社、時価を把握することが極めて困難と認められる株式を除く）一時価評価（B/SをFV、FV差額は損益）、時価評価（B/SをFV、FV差額はOCI）

(\*)いずれの場合でも、現行の金融商品会計基準の考え方を踏まえて、金融資産の属性及び保有目的を考慮して、測定方法を選択することが適当であると考えられる。

<3月30日に開催された第49回金融商品専門委員会における議論>

- ・論点整理として議論を呼び起こす観点から、選択肢1-3を記載することに肯定的な意見があった。
- ・これまでの国内での議論を踏まえれば、選択肢2又は3は選択肢1と並列ではなく、議論としてあり得る程度として触れるべきではないかという意見があった。
- ・記載する場合には、その選択肢の背景や理由などにも触れるべきであるという意見があった。

**【論点2-3】保有目的区分の変更（負債性金融資産について）**

1. 【論点2-1】において、選択肢1を採った場合

(1) IAS39<参考>

振替前		振替後	損益を通じて時価評価 (FVTPL)	売却可能	償却原価	
					貸付金及び債権	満期保有目的
FVTPL	(売買目的)			△(a)	○(b)	△(a)
	(FVオプション)			×	×	×
売却可能					○(b)	○(c)
償却原価	貸付金及び債権					×
	満期保有目的				×	

- (a) 稀な場合に、保有目的区分を変更したとき
- (b) 満期まで又は予見可能な将来にわたり保有する意思と能力を有すること
- (c) (満期まで保有する) 意思と能力の変化したこと、又は、いわゆるティンティング期間が経過したこと

(2) 日本基準（実務対応報告第26号を前提とした現状の整理と今後の論点(案)<sup>6)</sup>

	振替後	売買目的	その他	満期保有目的
振替前				
売買目的			△(a)	△(b)
その他				△(c)
満期保有目的				

- (a) （従来の一の場合に加え）稀な場合に、保有目的区分を変更したとき  
 <今後の論点 A：振替を認めなくても、金融資産の消滅の認識要件を満たすように売却し、再購入した債券を異なる保有目的区分で保有することも考えられるため、保有目的区分を変更しても利益操作にはつながらずとは限らないのではないかと<sup>7)</sup>>
- (b) 稀な場合に、満期保有目的の債券の定義及び要件を満たしたうえで、保有目的区分を変更したとき  
 <今後の論点 B：デリバティブでも CF ヘッジの要件を満たす場合は、時価評価から時価評価しない方法に変更することができるため、CF ヘッジと同様の要件を満たす満期保有目的の債券へ保有目的区分を変更しても利益操作にはつながらずとは限らないのではないかと>
- (c) (b)と同様の場合  
 <今後の論点 C：基本的に<sup>8)</sup>損益計算への影響は同じであることから、保有目的区分を変更しても利益操作にはつながらないのではないかと>

2. 【論点 2-1】において、選択肢 2 を採った場合

	振替後	時価評価	償却原価
振替前			
時価評価			(*)
償却原価			

(\*) 1. (2)における今後の論点 A 又は B が該当する。

<sup>6)</sup> 今後の論点については、討議資料「財務会計の概念フレームワーク」にいう意思決定との関連性と信頼性のトレードオフを考慮する必要があると考える。すなわち、金融商品会計基準第64項では、「保有目的等をまったく考慮せず時価評価を行うことが、必ずしも、企業の財政状態及び経営成績を適切に財務諸表に反映させることにならない」として企業の意図が意思決定目的に関連する情報であると考えているが、一方で、金融商品実務指針第281項では、「保有目的区分を厳格にすることにより判断の恣意性を排除する」としており、現行では、一定の水準で信頼できる情報であることを重視している。

討議資料では、意思決定有用性（会計情報は、投資家が企業の不確実な成果を予測するのに有用であること）は、この意思決定との関連性と信頼性の2つの下位特性により支えられており、さらに、内的整合性と比較可能性が、それら3者の階層を基礎から支えると同時に、必要条件ないし閾限界として機能しているとされている。また、討議資料では、会計基準の設定にあたり、どの特性をどれほど重視するのかは、与えられた環境条件の下で、財務報告の目的に照らして個々に判断されなければならないとされている。

<sup>7)</sup> ただし、いわゆるクロス取引の取扱いとの関係も整理する必要がある。

<sup>8)</sup> 「その他有価証券」の場合、部分純資産直入法が認められていること、金利調整差額以外は償却原価の対象にならないことから、損益計算への影響は全く同じではない。